

29 新監査第 477 号
平成 30 年 1 月 9 日

請求人 様

| | |
|---------|----------|
| 新宿区監査委員 | 岩 田 一 喜 |
| 同 | 濱 田 幸 二 |
| 同 | 白 井 裕 子 |
| 同 | 有 馬 としろう |

新宿区職員措置請求について（通知）

平成 29 年 12 月 18 日付けで提出された住民監査請求書に基づく新宿区職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

1 事実経過

請求人は、平成 29 年 12 月 18 日（以下、年号は特に明示しない限り平成 29 年である。）、新宿区監査委員に対して、新宿区立新宿スポーツセンターのプール通路改修工事及びプール設備改修工事（以下「本件工事」という。）に係る住民監査請求書を提出したが、新宿区監査事務局は、新宿区において発生している具体的な損害が不明だとして、12 月 19 日、請求人に対して補筆を依頼した。

上記の依頼に対し、請求人は、12 月 22 日、利用者の安全と快適さが損なわれていることと、堤の撤去費用程度の損害が発生している旨を追記した。

2 却下の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項において、住民監査請求により求めることができる措置の内容は、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって地方公共団体の被った損害を補てんするために必要な措置とされている。

請求人は、同じ仕様の工事を 2 つの改修工事に分けて発注していること、工

事図面や工事記録が作成されていないこと、工事に瑕疵があることを理由に挙げ、本件工事において不当に支出された公金の返還を求めているが、住民監査請求により公金の返還による損害の補てんを求める前提条件として、その対象となる財産的損害を具体的に明示することが必要である。

請求人は、本件工事によって利用者の安全と快適さが損なわれていると主張するが、これは財産的損害を具体的に明示しているとは認められず、上記の前提条件を欠いている。

よって、本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を備えているものとは認められない。

また、請求人は、本件工事によって堤の撤去費用程度の損害が発生しているとも主張するが、これは追加工事を仮定したものであり、具体的な財務会計上の行為が存在しておらず、この点においても要件を備えていない。